

【研究ノート】

都道府県警本部長による対外説明の意義

— 基本的な諸概念（アカウンタビリティ、説明責任、正統性、信頼）の整理 —

小林良樹

明治大学専門職大学院ガバナンス研究科特任教授

要 旨

本稿は、都道府県警のトップである警視総監や警察本部長自身による直接的な対外説明（例えば、重要事案の発生時等における本部長自身による臨時の記者会見の実施等）の意義に関し、検討の前提となる所要の理論的な論点の整理を試みた。当該テーマは、一般に「組織トップ自身による説明責任」等の問題とされている課題を都道府県警に当てはめたものとも言い得る。

アカウンタビリティ、説明責任、警察の正統性、信頼等の諸概念に関する先行研究の整理等の結果、本稿のテーマに関する学術研究は、理論面及び客観的なデータに基づく実証面のいずれにおいても依然として途半ばの状況と考えられることが改めて浮き彫りとなった。引き続き、以下の諸点等に関して、理論面、実証面の双方からの研究が必要と考えられる。

第1に、「説明責任の向上は警察に対する信頼の向上に繋がり、ひいては国民の警察協力感情の向上に繋がる」との仮説に関し、理論的なカメニズムの精緻化及び客観的なデータ等に基づく検証が必要と考えられる。第2に、第1の点を踏まえた上で、「警察における組織トップ自身による説明責任の意義や効果」に関しても同様に、理論的カメニズムの精緻化及び客観的データ等に基づく検証が必要と考えられる。第3に、前記の1及び2の検討の前提として、警察に対する国民の信頼の客観的な状況やその構造（信頼に影響を与える要因等）に関しても、更なる研究が必要と考えられる。

なお、これらの諸課題の検討に当たっては、日本における説明責任の概念と欧米諸国等におけるアカウンタビリティの概念は異なるものであるとの事情を十分に踏まえる必要があると考えられる。

キーワード：警察本部長、説明責任、アカウンタビリティ、警察の正統性、信頼

1. はじめに

1.1 問題の所在

本稿の目的は、警視庁や道府県警察（以下、都道府県警とする）のトップである警視総監や警察本部長（以下、本部長とする）自身による直接的な対外説明、とりわけ都道府県民（以下、市民とする）に対する直接的な説明や発信の意義に関し、検討の前提となる所要の理論的な論点の整理を行うことである。

本稿の想定する「都道府県警の本部長自身による対外説明」の問題は、一般に「組織トップ自身による説明責任」等の問題とされている課題を都道府県警に当てはめたものとも言い得る。また、こうした場合の説明責任は、英語のアカウンタビリティ（accountability）の訳語と説明される場合も少なくない。

都道府県警の本部長が「組織トップ自身による対外説明」を行うための公式的な仕組みとしては、都道府県の公安委員

会や議会の場がある。こうした諸制度の存在により、都道府県警の本部長が果たしている対外説明の役割は、他の中央省庁の出先機関のトップ（例えば地方検察庁の検事正や外務省の在外公館の館長（大使、総領事等）を取り巻く状況とは大きく異なると言い得る。加えて、都道府県警の記者クラブ等との間で本部長の定例の記者会見が慣行として定型化されている場合もある。本稿が射程としているのは、こうした公式的あるいは定型化されている既存の仕組みとは別の（あるいはプラスアルファの）取組、例えば、重要事案の発生時等における本部長自身による臨時の記者会見の実施等の意義である。

日本においては一般に、国、地方公共団体等の行政機関が主権者である国民や市民に対して説明責任を果たすことは半ば当然のことと解されている。¹ 他方で、説明責任やアカウンタビリティの概念は、双方の相違も含めてその意義が必ずしも正確に認識されないまま使用されている場合も少なくないと考えられる。すなわち、(1) そもそも説明責任とアカウンタビリティの概念の相違は何なのであろうか、(2) 説明責任やアカウンタビリティを果たすことはなぜ重要なのであろうか、(3) 説明責任やアカウンタビリティの在り方に関して、一般行政機関と警察の間、日本と諸外国（例えば米国）の間等において相違はあり得るのだろうか、(4) 組織トップが自ら直接的な対外説明を行うことの重要性は、アカウンタビリティや説明責任の概念からはどのように説明されるのであろうか、等の諸論点に関しても必ずしも十分な理解が共有されていないと考えられる。

1.2 本稿の構造

以下では、2.において、各種の先行研究等を踏まえて理論的な論点の整理を試みる。

3.においては、こうした議論の前提となる参考データとして、日本の警察に対する国民の信頼の状況に関する既存の世論調査データの整理を試みる。

最後に4.においては、2及び3における検討内容を改めてまとめた上で、今後の課題を若干指摘する。

なお、結論を若干先取りするならば、本稿のテーマに関する学術研究は、理論面及び客観的なデータに基づく実証面のいずれにおいても依然として途半ばの状況と考えられる。したがって、本稿の内容は当該テーマに関して何らかの明確な結論を提供し得るものではない。先行研究の整理と今後の検討・解明が期待される諸論点の指摘に止まるものに過ぎない。

2. 各種の概念の整理

以下では、本稿のテーマに関連する主要な諸概念に関し、先行研究を踏まえて理論的な整理を試みる。

2.1 説明責任とアカウンタビリティ

説明責任やアカウンタビリティという語句に関し、現在までのところ、日本の法律上には特段の定義は存在しない。両者とも様々な異なった意義で使用される場合が多く、学術上も統一的な定義は合意されていないと考えられる。前記のと

¹ 例えば、情報公開法（平成11年法律第42号、行政機関の保有する情報の公開に関する法律）の第1条は「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって**政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする**とともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」旨を定めている（太字及び下線は筆者が付したもの）。同様に、行政評価法（平成13年法律第86号、行政機関が行う政策の評価に関する法律）の第1条は「この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより（中略）**政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにする**ことを目的とする」旨を定めている（太字及び下線は筆者が付したもの）。

おり両者は同一の意義で使用される場合が多いものの、学術的には本来は異なった概念と考えられる。

2.1.1 説明責任

説明責任の概念に関し、真淵（2012）は、「説明責任は、個人や組織の決定が影響を与えたと思われる特定の事象や結果に関して、その原因となる意思決定（作為及び不作為）に対して合理的に説明を行う責任が、当該の個人や組織にはあることを要求する」と説明している（真淵, 2012, pp. 21）。

その有用性に関しては、一般に、「説明責任の確保・向上を図ることが、政治及び企業統治や社会制度の透明化をもたらし、国内外での信任を得られる」、「説明責任を向上させることは、業績の効率や質の改善にもつながる」などと指摘されている（山本, 2013, p. i）。ただし、こうした見解に対し、山本（2013）は、「いかなるメカニズムで改革につながるのかの説得的な議論は少ないし、また、それを裏付ける実証結果は十分でない」と指摘している（山本, 2013, p. i）。

2.1.2 アカウンタビリティ

アカウンタビリティの概念に関し、山本（2013）は、「自己の行為を説明し正当化する義務で、説明者はその義務を的確に果たさない場合には懲罰を受ける可能性を持つ」と説明する（山本, 2013, p. ii）。また、高橋（2015）は、「Aは、Bに対してその過去または将来の活動について説明をする義務があるとき、Bに対してアカウンタビリティを有する。加えて、Bはポジティブまたはネガティブな制裁をAに対して科することができる」と説明している（高橋, 2015, p. 29）。両者とも、前半の部分は「応答性（answerability）」、後半の部分は「制裁（sanction）」を表し、この2点がアカウンタビリティの基本要素と考えられる（高橋, 2015, pp. 24-25）。したがって、アカウンタビリティとは、大まかには「説明を求め、（適切な説明がなされない場合には）制裁を加えること」とも言い得る（高橋, 2015, p. 19）。

このように、アカウンタビリティの概念は、「アカウンタビリティを課す主体」と「アカウンタビリティを課される側」の双方の存在を前提とする。こうした関係は、「本人と代理人の関係」、「委託者と受託者の関係」等と称される場合もある。

政治学においては、民主主義社会の主権者たる国民はアカウンタビリティを課す（報告を求める）委託者であり、政府はアカウンタビリティを課される（報告の義務を負う）受託者と解される。国民に対するアカウンタビリティが適切に果たされない場合、政府は選挙を通じて国民から制裁を受け得る。こうした双方の間の応答性と制裁のメカニズムを通じ、本人（国民）は代理人（政府）の行動に対して一定の統制（コントロール）を加えることが可能と考えられる。こうしたことから、例えば Walker and Archbold（2020）は、公務員及び各行政組織が市民に対してアカウンタブルであることは民主主義の基本原則の一つである旨を指摘している（Walker and Archbold, 2020, pp. 10-11）。²

組織管理学等においても、政府機関、私企業等の各種組織体の内部の関係がアカウンタビリティの概念に基づいて説明される場合がある。すなわち、組織のトップから末端に至るまでの指揮・命令関係の連鎖に繋がれた各層において、各主体の責任と権限の明確化等を通じて応答性と制裁が確保されている場合、各階層において下位者（部下）は上位者（上司）に対してアカウンタブルであると考えられる。組織内部におけるこうした上下関係は、階層的アカウンタビリティあるいは管理的アカウンタビリティと呼ばれる場合もある（山本, 2013, p. 58; p. 68）

² 高橋は（2015）は、民主主義におけるアカウンタビリティの重要性に関し、次のとおり説明している。

アカウンタビリティの重要性は、民主的な政治における代表とガバナンスという2つの古典的問題を解決する手がかりとなりうる点に求められる。近代において発展した代表制民主主義では、市民の代表である政府をどのように効果的に市民がコントロールできるのか、が常に問題になる。効果的なアカウンタビリティ・メカニズムの存在は、政府に正統性を与えるだけでなく、市民の選好に政治家の行動を近づけることを可能にする。また、ガバナンスに関しては、アカウンタビリティを確保することによって公共サービスの効率的な効果的な提供が可能になると考えられている（高橋, 2015, p. 17）。

2.1.3 両者の違い

このように、一見すると、説明責任とアカウントビリティは類似の、あるいはほぼ同一の概念にも見える。しかし、山本（2013）は、両者には後述のとおり一部に共通する部分があるものの、本来は異なる概念である旨を指摘している。そして、その背景に、アカウントビリティは米国を始めとするアングロ・サクソン系の諸国を中心に発展した概念であるのに対して、説明責任は日本で独自に発達した概念である旨を指摘している（山本，2013，pp. i - iv；pp. 32-34；p. 48）。

アングロ・サクソン系の諸国におけるアカウントビリティの概念の中核は、前記のとおり、応答性と制裁である。換言すると、アカウントビリティを課す側と課される側、すなわち「本人と代理人」や「委託者と受託者」の存在、加えて両者の関係性（権限と責任等）の明確化を前提とする（山本，2013，p. 52；p. 219）。³ こうした関係性を前提として、代理人（受託者）は本人（委託者）に対して、自らの責務を果たしていることを証明することが義務付けられていると考えられる。

一方、日本における説明責任の実態は、何らかの意思決定等に関して（アカウントビリティ概念で言う「本人」や「委託者」に限らず）広くフォーマル・インフォーマルの利害関係者等に対して事情を説明し、当該意思決定等に関する理解を得る（場合によっては協力も得る）ための言わば「説得」の意味合いを持つ場合が少なくないと考えられる。この場合、アカウントビリティ概念において要求される「委託者と受託者」等の関係性の存在、加えて個々の主体の権限と責任の明確化は必ずしも要求されていない（山本，2013，p. 27；pp. 32-34；p. 219）。また、アカウントビリティ概念の主要な要素の一つである（被説明者から説明者に対する）制裁は、説明責任の概念においては必ずしも明確には意識されていないと考えられる（山本，2013，pp. 35-36）。^{4,5}

このように、日本においては、アカウントビリティ概念の本来の趣旨と異なる形態で説明責任の概念が独自の発展を遂げていると考えられる。その理由として、山本（2013）は、日本社会においては責任の概念が曖昧であること、特に、様々な行為や意思決定に関する個人の責任の所在が不明確であること指摘している。すなわち、アカウントビリティの概念が発展してきた米国等と異なり、日本の社会においては、アカウントビリティ概念の前提である「本人と代理人」や「委託者と受託者」の関係性、個人の責任（「誰が」「何に対して」責任を負うのか）の明確化等は必ずしも浸透していないと考

³ 山本（2013）は、アカウントビリティを理解する基本要素として、「誰が」（説明者）、「誰に」（被説明者）、「何について」、「評価基準」、「方法」、「報償・懲罰（の在り方）」を指摘している（山本，2013，pp. 63-67）。前3項目は応答性に関するものであり、後3項目は制裁に関するものと解される。

⁴ 山本（2013）はこうした状況を次のとおり表現している。

米国のアカウントビリティはアカウントブルな主体を明確化し、その内容を定量的に事前に設定し、実績を測定しようとする事と、その結果を正・負の報奨に結び付けている（中略）。これに対し、日本の説明責任は自己評価を通じて情報を積極的に公表し、（中略）重要な協力者である（中略）地域住民等から理解と参画を得る手段とされている（山本，2013，p. 10）。

⁵ 加えて、山本（2013）は、伝統的なアカウントビリティの概念は主に事後の説明が念頭に置かれているのに対し、日本的な説明責任の概念は（意思決定に関する利害関係者の理解や協力を得るため）むしろ事前の説明や説得の責務を意味する場合が多い旨を指摘している（山本，2013，pp. 25-27）

えられる（山本，2013，pp. 200-206）。^{6,7,8} なお、池田（2016b）は、後述の世界価値観調査のデータの分析に基づき、日本人は一般に他国の国民に比較して、自ら政治過程に参加して積極的に政治を是正しようとする意識は低い傾向がある旨を指摘している（池田，2016b，pp. 301-302）。こうした傾向は、欧米的なアカウンタビリティが日本においては比較的意識されにくい原因の一つとなっている可能性もある。

2.1.4 両者の類似点

このように、アカウンタビリティと説明責任の両概念は、基本的には異なるものと考えられる。しかしながら、両概念には共通する部分もみられる。それは、双方とも情報開示等を通じた透明性の確保を重視する点と考えられる（山本，2013，p. 30; p. 70）。

特に、日本的な説明責任の概念は、実際の様々な局面において、情報開示や透明性の確保と実質的にはほぼ同義で用いられている場合、あるいは、情報開示や透明性の確保がその中核的な要素に据えられている場合が少なくないとみられる（後述の警察改革をめぐる各種文書もその例と言い得る）。

2.2 警察における説明責任、アカウンタビリティ

以上は、アカウンタビリティや説明責任をめぐる一般的な説明である。では、こうした考え方は、一般行政機関のみならず警察組織にも該当し得るのであろうか。例えば、「警察の業務は犯罪捜査等秘匿性が高いものが多く、一般行政機関等とは異なり、アカウンタビリティや説明責任の概念には馴染まない」等の議論は通用するのであろうか。

2.2.1 日本における警察と説明責任をめぐる議論

前記のとおり、日本においては、欧米で発達したアカウンタビリティの概念ではなく説明責任の概念が独自の発展を遂げているとみられる。では、こうした説明責任の在り方は、一般行政機関等と警察の間で異なるのだろうか。結論を先取

⁶ 山本（2013）はこうした状況を次のとおり表現している。

（日本においては）委託者なり受託者は誰かがあいまいになっていること及び委託者たる国民も責任を追及したり、負うことに腰が引けている（他人に任せている）ためプリンシパル（本人）の機能を発揮しない（中略）。何を委託するか、その達成すべき成果なり活動は何か明確になっていないため受託者側が果たす責任も不明確であり、受託者の政府・行政・起業がかえって委託者の国民より優位な立場になっている（中略）。

アカウンタビリティの観点からは主権者である国民なり株主が委託者（プリンシパル）であるのに、受託者（代理人）である政府や企業との間で明確な責任範囲や目標が事前に共有されていない。このため、委託者かが事後的な責任追及したり、代理人が業績を的確に報告しない（できない）ことが問題になる（山本，2013，pp. 202-203）。

⁷ 山本（2013）は、日本社会における説明責任において想定される説明・報告の相手は、（アカウンタビリティ概念の想定する事前に明確化された「委託者」や「本人」ではなく）当該問題に関するフォーマル・インフォーマルな利害関係者一般であり、ひいては「世間」や「空気」等の曖昧なものと考えられる旨を指摘している（山本，2013，pp. 203-204; p. 217）。

⁸ こうした個人の責任概念に関する社会文化の違いは、日本における「メンバーシップ」型雇用システムと欧米におけるいわゆる「ジョブ型」雇用システム（企業が人材を採用する際に職務、勤務地、時間などの条件を明確に決めて雇用契約を結び、雇用された側はその契約の範囲内のみで働くという雇用システム（『リクナビNext ジャーナル』2021年8月4日「『ジョブ型』雇用とは？ 第一人者が語るメリット・デメリットと大きな誤解」）の対比等にも通じるものと考えられる。

また、日本における説明責任の概念は、公式的な報告義務、指揮命令系統等の有無にかかわらずフォーマル・インフォーマルな利害関係者等に対して幅広く「説得」が実施されることが期待されるという意味において、いわゆる「根回し」文化にも通じるものと考えられる。

りすると、警察としても市民に対する説明責任を果たすべきとの考え方は、警察の公式文書にもみられる。

1999年から2000年にかけて警察関連の不祥事が続発したことを受けて、2000年3月、国家公安委員会の求めにより、各界の有識者を構成員とする「警察刷新会議」が発足した。同年7月に同会議が国家公安委員会に提出した「警察刷新に関する緊急提言」は、第1の「問題の所在と刷新の方向性」の最初の項目として「閉鎖性の危惧」を掲げ、「犯罪捜査の秘匿性を強調するあまり、警察行政が閉鎖的になるとともに、本来公開すべき情報が公開されないおそれがある」と指摘している。その上で、「刷新の方向性」の3本柱の一つに「透明性の確保と適切な是正措置のための方策」を掲げ、その最初の項目として「国民の目に見える警察とするため情報公開の積極的な推進」を指摘している。より具体的には、第2の「情報公開で国民に開かれた警察を」において、「警察行政の透明性を確保し、国民の信頼を回復するためには、警察は情報を秘匿しようとする体質を改め、情報公開に真剣に取り組むべきである」と指摘している（太字、下線は筆者が付したもの）（警察刷新会議，2000）。同提言を踏まえて同年8月に国家公安委員会・警察庁が策定した「警察改革要綱」においては、前文において「警察をめぐる不祥事が続発し、国民の警察に対する信頼は大きく失墜した」、「警察の改革を断行し、国民の信頼を回復することが喫緊の課題となっている」旨が指摘され、警察が当面取り組むべき施策の第1に「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」が掲げられた。その上で、第1番目の具体的項目として「情報公開の推進」が掲げられた（太字、下線は筆者が付したもの）（国家公安委員会・警察庁，2000, p. 1）。

これらの2000年当時の文書には説明責任という語は明示されていない。しかし、透明性の確保とそのための情報公開の推進という考え方には、前記の説明責任の概念との共通点がみられる。実際、10年後の2010年9月に国家公安委員会・警察庁が発表した警察改革の推進状況に関する「総合評価書」では、「透明性の確保、自浄機能の強化、説明責任の徹底といった基本的な考え方は、将来の警察行政においても堅持されるべきものである」（国家公安委員会・警察庁，2010, p. 256）との記述等において説明責任の用語が明記されている。こうした文章には、情報公開等による透明性の確保は住民に対する説明責任を果たすためのものであるとの考え方が明確に示されていると言い得る（国家公安委員会・警察庁，2010, p. 11; p. 13; p. 17; p. 18; p. 63; p. 243）（太字、下線は筆者が付したもの）。^{9,10}

なお、前記のとおり、これらの一連の議論においては、情報公開等を通じた透明性の確保が国民の警察に対する信頼の回復・確保に資する旨が当然の前提とされているとみられる。ただし、前記のとおり、山本（2013）は、説明責任が信頼回復等の効果に繋がる具体的なメカニズムの理論的な説明やそれを裏付ける実証研究は十分でない旨を指摘している（山本，2013, p. i）。

⁹ こうした点に関し、田村（2019）は、次のとおり指摘している。

近年、国民（住民）の側において、自らが納めた税の使い途に厳しい目を光らせ、行政運営が国民（住民）のために効率的に行われているかどうかをチェックする傾向が強まっている。これは、憲法の定める国民主権の当然の現れである。全ての行政機関は、最終的な意思決定者としての国民（住民）に対して説明責任を負う。情報公開制度もその一つの手段である。警察の場合、政治的中立性の要請があるので、国民（住民）から選挙によって選ばれた者の統制を直接に受けるわけにはいかない。情報公開においても、捜査上の支障の防止や、個人情報の保護の観点から、開示できない情報も多い。それだけに、民衆の代表である公安委員会の管理に誠実に服するとともに、警察署協議会など様々な場を通じて、積極的に国民（住民）に対して説明をしていくことが求められる（田村，2019, pp. 9-10）（太字及び下線は筆者が付したもの）。

¹⁰ 田村（2019）は以下のようにも指摘している。こうした考え方は、日本的な説明責任よりもむしろ米国的なアカウントビリティの概念にやや近いものと考えられる。

警察は、他の行政機関と同じく、憲法の定める国民主権の理念に基づき、主権者である国民の意思に従わなくてはならない。都道府県警察は、地方自治体である都道府県の機関として、住民の統制、監督の下にある。（中略）警察は国民（住民）から与えられた権限を、国民（住民）のために行使しなければならず、国民（住民）によってその適否が判断される立場にあるのである（田村，2019, pp. 9-10）（太字、下線は筆者が付したもの）。

2.2.2 米国における警察とアカウンタビリティをめぐる議論

前記のとおり、アカウンタビリティの概念は、米国を始めとするアングロ・サクソンの諸国において発展してきたものである。管見の限り、これらの各国においては、日本で独自の発展を遂げた説明責任と同様の概念は殆どみられない。

米国における警察アカウンタビリティに関する代表的な先行研究である Walker and Archbold (2020) は、公務員及び各行政組織が市民に対してアカウンタブルであることは民主主義の基本原則の一つである旨を指摘するとともに、民主主義社会においては警察組織も市民に対してアカウンタブルであるべき旨を指摘している。すなわち、警察は、政治過程（選挙によって選ばれた行政トップが市民の意思を政策に変換する過程）を通じて市民に対してアカウンタビリティを果たすとされる (Walker and Archbold, 2020, pp. 10-11)。¹¹ その意味においては、一般行政機関のアカウンタビリティと警察のアカウンタビリティの間に根本的に大きな差異はないと解されていると言える。

2.2.3 米国における「警察の正統性」をめぐる議論

「警察の正統性」理論とは

前記のとおり、米国等においては、一般行政機関のアカウンタビリティをめぐる議論と警察のアカウンタビリティをめぐる議論の間には根本的に大きな差異はないと考えられる。他方で同時に、米国を始め欧米諸国においては、警察のアカウンタビリティの問題は、「警察の正統性 (Police Legitimacy)」の問題と関連付けて論じられる場合が少なくない。その意味において、一般行政機関のアカウンタビリティの問題をめぐる議論とはやや独自の発展を遂げていると考えられる。

「警察の正統性」理論は、根本においては、アカウンタビリティの概念とは必ずしも直接関連するものではないと考えられる。同理論は、「なぜ、人々は法律に従い、警察に協力するのか (あるいはしないのか)」等の疑問を出発点として、1990年代頃から米国の社会心理学者であるテイラー (Tom R. Tyler) 等によって研究が進められてきた概念である。

同理論は、「市民は、警察の活動に『正統性』が有ると認識する場合には、より積極的に警察に協力し、法令を遵守する」、したがって「警察が『正統性』を有する場合、警察は犯罪対策等の諸活動をより効果的に実施し得る」と主張する。逆に言えば、「警察が『正統性』を欠く場合、警察に対する市民の協力や市民の遵法意識に悪影響が生じ、警察活動に支障が生じる」とも主張される (Mazerolle, 2013, p. 11; Tyler and Jackson, 2014, p. 78; Walker and Archbold, 2020, p. 12)。この場合の「正統性」とは、「ある組織・機関の存在と権限行使を容認する市民の意思」と定義される (Jackson, Hough, Bradford, Hohl, and Hough, 2012, p. 4)。したがって、「警察の正統性」とは、「警察が正しく効果的に機能し、市民からの支持を得られている状況」と定義し得る。言い替えると、「警察の活動が市民から理解、信頼及び支持を得ている場合にのみ、『警察は正統性を持つ』と言い得る (Walker and Katz, 2013, p. 377; Walker and Archbold, 2020, p. 12)。¹²

「警察の正統性」とアカウンタビリティ

このように、「警察の正統性」理論は、根本においては、アカウンタビリティの概念とは必ずしも直接関連するものではないと考えられる。しかし、近年の研究では、アカウンタビリティは警察の正統性を増進する要素の一つである旨が指

¹¹ より具体的には、選挙によって選ばれた行政トップ (大統領、州知事、市長等) は、警察に対する予算配分や警察トップ等の任免を通じて警察に対する統制と監督を実践することにより、警察行政に関する自らの市民 (有権者) に対するアカウンタビリティを果たすと考えられる。ただし、こうした考え方は、警察の政治的中立の確保を重視して公安委員会制度等を採用している日本の警察制度とはやや異なるものである。

¹² Mazerolle et al. (2013) や Tankebe (2014) は、「警察の正統性」の構成要素 (評価基準) として (1) 合法性 (legality)、(2) 業績 (performance/effectiveness)、(3) 分配的公正 (distributive justice)、(4) 手続き的公正 (procedural justice) の4点を指摘している (Mazerolle et al., 2013, p. 15 - 22; Tankebe, 2014, p. 239)。

摘されている。

例えば、2015年5月に米国政府の「21世紀の警察活動に関する大統領の検討委員会（President's Task Force on 21st Century Task Force）」が発表した警察改革に関する最終報告書にはそうした考え方が随所にみられる。¹³ すなわち、同報告書の序章の冒頭では、「法執行機関と地域住民の間の信頼は、民主主義における基礎である。こうした信頼は、地域の安定、司法制度の高潔性、警察活動の安全で効率的な実行を確保する上での鍵である」と指摘されている（太字及び下線は筆者が付したもので、以下同じ）。その上で、第1章における政策提言においては、「法執行機関は、市民からの信頼と正統性を確保するため、透明性とアカウンタビリティの文化を根付かせるべきである」（政策提言1.3）ことなどが提言されている（The President's Task Force on 21st Century Policing, 2015, p. 1; p. 12）。ただし、アカウンタビリティの向上が警察の正統性の向上に資するとする正確なロジックは必ずしも明確ではない。一つの仮説として、アカウンタビリティの主要な要素の一つである透明性の確保（情報の開示等）は、正統性の主要な要素の一つである手続き的公正（procedural justice）の向上にも資すると考えられる（Walker and Archbold, 2020, pp. 12-13）。

「警察の正統性」理論等に関しては、これまで様々な国や地域において、客観データ等に基づいた検証が実施されている。こうした各種の先行研究からは、同理論の適用可能性の程度やロジックは、各国や地域の政治的、社会的、文化的特徴等に依って様々である旨が示唆されている。日本の場合、現段階での実証研究の例は少ない。数少ない実証研究の一つである Tsushima and Hamai (2015) は、日本においては、欧米諸国に比較して、同理論の適用可能性は低い可能性を示唆している。

2.3 トップ自身による対外的な説明をめぐる議論

2.3.1 アカウンタビリティとトップ自身による対外的な説明

前記のとおり、米国を始めとするアングロ・サクソン系の諸国においては、アカウンタビリティの概念が広く認識されている。

ある組織が対外的にアカウンタビリティを果たす際（例えば、政府の国民に対するアカウンタビリティ、企業の株主に対するアカウンタビリティ）には当該組織のトップが自らその責務を負うとの考え方は、アカウンタビリティの概念との親和性は高いと考えられる。なぜならば、前記の階層的アカウンタビリティの考え方によれば、組織内の各構成員の責任と権限が明確化されていることを前提とし、当該組織が対外的に担うアカウンタビリティは最終的には組織のトップに収斂すると考えられるからである。換言すれば、アカウンタビリティの概念の下においては、各種の説明を含めて対外的なアカウンタビリティを果たすのは組織トップの当然の責務と考えられる。

例えば、国際標準化機構（ISO: International Organization for Standardization）が策定している環境マネジメントシステムの国際認証規格である ISO 14001-2015 の付属書 A.5.1 は、環境マネジメントに関わる組織におけるリーダーシップの在り方に関して、「環境マネジメントシステムにおいては、組織のトップリーダーが自ら関与あるいは指示すべき責務を負っている幾つかの業務がある。トップリーダーは、これらの業務の執行の責任を他者に委任することは可能である。しかし、そうした場合でも、それらの業務の適切な執行に関するアカウンタビリティは引き続きトップリーダーに属する」と定めている。¹⁴ こうした考え方からも、アカウンタビリティの概念の下では、組織トップが自ら対外的な説明を担うこ

¹³ 同委員会の構成や活動の詳細に関しては小林（2015）参照。

¹⁴ ISO 14001-2015 Annex A.5.1, "To demonstrate leadership and commitment, there are specific responsibilities related to the environmental management system in which top management should be personally involved or which top management should direct. Top management may delegate responsibility for these actions to others, but it retains accountability for ensuring the actions are performed."

とは、自身の担う対外的なアカウントビリティの一貫として当然の責務と位置付けられる様子がうかがわれる。

2.3.2 説明責任とトップ自身による対外的な説明

日本で発展している説明責任の概念は、前記のとおり、何らかの意思決定等に関して（アカウントビリティ概念で言う「本人」や「委託者」に限らず）広くフォーマル・インフォーマルの利害関係者等に対して事情を説明し、当該意思決定等に関する理解を得る（場合によっては協力も得る）ための言わば「説得」の意味合いを持つ場合が少なくないと考えられる。この場合、アカウントビリティ概念において肝要とされている「個々の主体の権限と責任の明確化」は必ずしも要求されていない（山本, 2013, p. 27; pp. 32-34; p. 219）。したがって、説明責任の概念においては、アカウントビリティの概念においてみられるような「組織トップが自ら対外的な説明を担うことは、自身の担う対外的なアカウントビリティの一貫として当然の責務である」と同様の結論には必ずしも論理的に結び付かないと考えられる。

日本においても、「トップセールス」との言葉もあるように、組織トップ自身による対外的な説明は当該組織の行動や発信の「重み」や信用性を増す上で一定の効果があると考えられる。しかしそれはあくまで、（組織の説明責任の目的である）各種の関係者に対する説得効果を増進するための手段の一つとの位置付けと考えられ、アカウントビリティの概念においてみられるような「組織トップの当然の責務」との位置付けとは異なるものと考えられる。¹⁵

客観的な統計等の裏付けはないものの、筆者の個人的な感覚としては、日本の場合、重要事案の発生時等に都道府県警察の本部長が自ら対外的な説明を行う機会は、米国等と比較して少ないように感じられる（公安委員会、都道府県議会及び定例記者会見の場における説明を除く）。こうした状況の背景には、前記のようなアカウントビリティ概念と説明責任概念の違い、さらには、それぞれの概念の下における「組織トップによる対外説明」の位置付けの違いがある可能性がある。加えて、より根本的には、前記のとおり、米国等と比較して日本社会においては個人の責任の所在が曖昧であることが関係している可能性が考えられる。¹⁶

なお、警察のトップ自身による直接の対外説明の実施が、警察に対する市民の信頼の向上、ひいては市民の警察への協力意識の向上等に実際どの程度の効果があるのか等の点に関しては、管見の限り現時点では客観的なデータ等に基づく検証等は実施されていない。¹⁷

¹⁵ こうした見解は必ずしも「都道府県警の本部長が自ら対外説明を積極的に行う必要はない」旨を主張するものではない。むしろ現実には、重要事案の発生時等に組織トップによる対外説明を求める主張が報道される場合もあり、こうした傾向は今後一層強まる可能性がある。そうだとすれば、そうした現実の対応と理論的な基盤のギャップを埋める努力を行うことには一定の学術的な意義があると考えられる。

¹⁶ 日本においては米国等と比較して都道府県警察の本部長が自ら対外的な説明を行う機会が少ないこと理由として、警察組織のトップの任用形態の違いを指摘する見解も有り得る。すなわち、米国等においては、警察組織のトップは州知事や市長等によって任免される政治任用職である場合が少なくない。他方、日本の警察制度においては、政治的中立を維持するべく、公安委員会制度が採用されている。都道府県警察の本部長も政治任用職ではない。

しかし、日本において組織トップ自らの対外説明が比較的少ないとみられる現象は、警察に限らず他の行政機関や私企業にも共通の現象である可能性がある。そうだとすれば、当該問題は、日本の警察組織に特有の問題というよりも、むしろより広く日本社会全体の特徴として捉える方が適切である可能性がある。

¹⁷ Kitamura and Yamada (2021) は、コロナ禍において外出自粛を呼びかけた政府の広報活動等が実際に国民の行動に変容を与えた効果に関して、行動経済学の視点から実証研究を行った。その結果、情報の発信者の違い（総理大臣、その他）が国民の実際の行動の変容に対して与える影響は僅かに過ぎなかった旨を指摘している。

3. 警察に対する信頼の状況

警察における説明責任やアカウンタビリティの向上は、警察に対する市民の協力意識の向上等に資すると考えられる。その具体的なメカニズムは現時点では理論的にも実証的にも明確には解明されていない。しかし、前記のとおり（2.2.1及び2.2.3）、「信頼」の要素が両者を繋ぐ何らかの役割を果たしていることが予想される。

3.1 信頼の定義と構造

信頼の定義に関し、大山（2010）は、「相手に対する自分の期待に、相手が応えてくれると評価すること」としている。その上で、「信頼とは、相手の業績を自分の期待値で割ったものである」と指摘している（大山，2010，p. 135; p. 152）。

信頼のより具体的な構成要素に関し、山岸（1998; 1999）は、（1）相手の能力に対する期待としての信頼、（2）相手の意図に対する期待としての信頼、の二つの要素を指摘している（山岸，1998，pp. 34-37）。後者に関しては更に、（2a）相手の人格や感情に対する期待としての信頼、（2b）相手を取り巻く社会の制度や構造に対する期待としての信頼（いわゆる制度信頼）、に区分できる旨を指摘している（山岸，1998，pp. 34-37; 1999，pp. 18-22）。

3.2 日本における国民の警察に対する信頼の状況

それでは、日本における警察に対する国民の信頼はどのような状況にあるのであろうか。現時点では、この点に関する詳細な分析を可能とするような包括的かつ継続的な客観データ等は必ずしも十分には存在しない。そうした状況ではあるものの、本章では、現時点で入手可能な調査データに基づき、可能な範囲での整理を試みる。

図表 1-1 から 1-3 は、一般財団法人中央調査社が 2000 年から継続的に実施している「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感」調査の結果をまとめたものである。

図表 2-1 から 2-6 は、世界価値観調査（WVS: World Values Survey）¹⁸ の結果のうち、警察、裁判制度、軍事組織、裁判制度、政府、公務員制度、議会のそれぞれに対する国民の信頼に関する調査結果のうち G7 諸国のものを抽出してまとめたものである。

図表 3-1 から 3-3 は、読売新聞等が 2001 年以降実施している日米共同世論調査のうち、日米両国における警察・検察、裁判所、自衛隊・軍隊、中央省庁、地方自治体、国会・連邦議会の各機関に対する国民の信頼に関する調査の結果をまとめたものである。

3.2.1 日本国内における時系列な変化、他機関等との比較

図表 1-1 及び 1-2（中央調査社による調査の結果）は、過去約 20 年間、（1）警察に対する信頼は概ね上昇傾向にあること（時系列的変化）、（2）警察に対する信頼は、国会議員や官僚に対する信頼よりは高いものの、医療機関や自衛隊に対する信頼に比較すると低いこと（他機関等との比較）、などを示している。

（1）に関しては 図表 2-1（世界価値観調査の結果）及び図表 3-1 及び 3-2（日米共同世論調査）から、（2）に関しては 図表 3-1 及び 3-2（日米共同世論調査の結果）から、それぞれ同様の傾向が読み取れると考えられる。

¹⁸ 世界価値観調査（WVS）は、世論調査等を通じて各国の国民の社会的、政治的、経済的、文化的な価値観を比較調査することを目的とする国際的な学術研究プロジェクトである。1981 年以降これまでに 7 回にわたり実施されている。調査の概要に関しては、同プロジェクトの HP（<https://www.worldvaluessurvey.org/wvs.jsp>）及び山崎（2016）参照。

同調査のデータは多くの学術研究に活用されている。当該調査のデータに基づき、他国との比較における日本の社会的、政治的特徴等をまとめた先行研究としては池田（2016a）、大山（2010）等がある。

なお、図表 1-3（中央調査社による調査の結果）は、警察の情報公開に対する国民の評価は、国会議員や官僚の情報公開に対する評価に次いで低い旨が示されている。ただし、信頼のレベルと情報公開に対する評価の間に有意な相関関係や因果関係が有るのか否かに関しては、管見の限り現時点では客観的なデータ等に基づく学術的な検証はなされていない。

3.2.2 他国との比較

日本の犯罪情勢は、例えば、殺人、強盗、窃盗及び性暴力の発生率（人口 10 万人当たりの発生件数）等をみるかぎり、他の G7 諸国に比較して良好と言いつける（法務省総合研究所，2021, pp. 20-24）。

しかしながら、図表 2-1（世界価値観調査の調査結果）は、日本における警察に対する国民の信頼のレベルは、G7 諸国の中では必ずしもトップレベルではない旨を示している。図表 3-1 及び 3-3（日米共同世論調査の結果）も、日米の 2ヶ国の比較において、過去約 20 年間にわたり、日本における警察・検察に対する信頼は米国における警察・検察に対する信頼よりも低い旨を示している。

3.2.3 客観的犯罪情勢と警察に対する信頼のギャップ

こうした他国との比較において垣間見られる「客観的犯罪情勢と警察に対する信頼のギャップ」の原因は必ずしも明らかではないが、仮説の例としては以下のようなものが考えられる。

第 1 に、前記のとおり、山岸（1998）は、信頼の構成要素として、(1) 相手の能力に対する期待としての信頼、(2) 相手の意図に対する期待としての信頼、の二つを指摘している（山岸，1998, pp. 34-37）。客観的犯罪情勢が優れている点は主に前者の「能力に対する信頼」の向上に資すると考えられる。したがって、「能力に対する信頼」の向上にもかかわらず全般的な信頼の向上が芳しくないのだとすれば、その原因は後者の「意図に対する信頼」にある可能性が考えられる。例えば、前記の図表 1-3 に示されている警察の情報公開に対する相対的に低い評価は、こうした「意図に対する信頼」に影響を与えている要素の一つである可能性も有り得る。

第 2 に、図表 2-1 から 2-6 は、警察のみならず多くの政府機関等に関し、日本におけるこれらの諸機関に対する信頼のレベルは、他の G7 諸国に比較しておしなべて低い傾向にある旨を示唆している。すなわち、「他国に比較して国民からの信頼のレベルが低い」という現象は、警察に限った問題ではない可能性がある。世界価値観調査のデータに基づき信頼に関するに様々な分析を行った山田（2016）や大山（2010）も、日本における政治や行政に対する信頼は全般的に他国に比較して低い傾向にある旨を指摘している（山田，2016, pp. 232-238; 大山，2010, p. 133; pp. 136-137）。¹⁹

大山（2010）は、前記のとおり、信頼を「相手に対する自分の期待に、相手が応えてくれると評価すること」と定義し、「信頼とは、相手の業績を自分の期待値で割ったものである」と指摘している（大山，2010, p. 135; p. 152）。その上で、日本においては他国に比較して国民の政府や行政に対する様々な期待が高いことが、結果的に（そうした期待が果たされなかった場合に）信頼のレベルが低くなる事態を招いている可能性を指摘している。かかる前提に基づくと、情報公開等によって国民の期待値を適切なレベルに低下させることは、政府や行政に対する国民の信頼の上昇に繋がる可能性があると考えられる（大山，2010, pp. 153-154）。

上記の二つの考え方は現段階ではあくまで大まかな仮説に過ぎない。今後、理論面及び実証面の双方において、より緻密な検証が必要であろう。

¹⁹ 池田（2016b）も同様に、世界価値観調査の分析に基づき、日本の国民は他国に比較して政府や行政に対する様々な期待が高い旨を指摘している。

4. まとめ

本稿においては、都道府県警のトップである警視総監や警察本部長自身による直接的な対外説明（例えば、重要事案の発生時等における本部長自身による臨時の記者会見の実施等）の意義に関し、検討の前提となる所要の理論的な論点の整理を試みた。加えて、こうした議論の前提となる参考データとして、日本の警察に対する国民の信頼の状況に関する既存の世論調査データの整理を試みた。

本稿の想定する「都道府県警の本部長自身による対外説明」の問題は、一般に「組織トップ自身による説明責任」等の問題と言われている課題を都道府県警に当てはめたものとも言い得る。また、こうした場合の説明責任は、英語のアカウントビリティ（accountability）の訳語と説明される場合も少なくない。

以下では改めて本稿における検討内容をまとめた上で、今後の課題を若干指摘する。

4.1 理論的な整理

第1に、そもそも説明責任とアカウントビリティの概念の相違は何なのであろうか。各種の先行研究は、アカウントビリティの概念（米国等アングロ・サクソン系の諸国で発展）と説明責任の概念（日本で独自に発展）は異なるものである旨を示唆している。

アカウントビリティは応答性と制裁を基本的な要素とし、「委託者と受託者」等の関係性の存在、加えて双方の関係性（権限と責任等）の明確化を前提とする。これに対し、日本的な説明責任は、必ずしもこうした諸要素を前提としない。米国等においては、アカウントビリティの概念は、選挙制度に戻づく民主主義の政治体制における基本的な要素であると指摘されている。一方、日本的な説明責任は、何らかの意思決定等に関して広くフォーマル・インフォーマルの利害関係者等に対して事情を説明し、当該意思決定等に関する理解を得る（場合によっては協力も得る）ための「説得」の意味合いを持つものと指摘されている。こうした両者の概念の違いの背景として、日本社会においては米国社会等に比較して「責任」の概念が曖昧であること、特に、様々な行為や意思決定に関する個人の責任の所在が不明確であることが指摘されている。他方、両概念の共通点として、両者とも情報開示等に基づく透明性の確保を重視することが指摘されている。

第2に、説明責任やアカウントビリティは果たすことはなぜ重要なのであろうか。各種の先行研究は、説明責任とアカウントビリティの双方とも、その向上は当該組織等に対する国民からの信頼の向上に繋がり、ひいては国民の（当該組織に対する）協力意識の向上に資する旨を示唆している。ただし、そうしたメカニズムの詳細に関する理論的、実証的な研究は現段階では必ずしも十分には尽くされていない。

第3に、説明責任やアカウントビリティの在り方に関して、一般行政機関と警察の間、日本と諸外国（例えば米国）の間等において相違はあり得るのだろうか。各種の先行研究は、日本における説明責任の在り方に関して、一般行政機関と警察の間には大きな差異はない旨を示唆している。同様に、米国等におけるアカウントビリティの在り方に関しても、一般行政機関と警察の間には大きな差異はない旨が示唆されている。ただし、米国等においては、アカウントビリティの概念と「警察の正統性」の緊密な関連性が指摘されている。すなわち、アカウントビリティの強化は「警察の正統性」の向上に繋がる要素の一つであり、「警察の正統性」の向上を通じて市民の警察協力意識の向上に資する旨が指摘されている。

第4に、組織トップが自ら直接的な対外説明を行うことの重要性は、アカウントビリティや説明責任の概念からはどのように説明されるのであろうか。欧米的なアカウントビリティの概念に基づくと、組織トップ自身による対外的な説明は、自身の担う対外的なアカウントビリティの一貫として当然の責務と位置付けられると考えられる。これに対し、日本的な説明責任の概念からは、こうした活動は「組織トップの当然の責務」との考えには必ずしも論理的に直接に結び付かないと考えられる。

4.2 警察に対する国民の信頼の状況に関するデータの整理

警察における説明責任やアカウントビリティの向上が警察に対する市民の協力意識の向上等に資する具体的なメカニズムは現時点では必ずしも十分には解明されていない。しかし、直観的には「信頼」が両者を繋ぐ何らかの役割を果たしていることが予想される。本稿では、中央調査社による世論調査、世界価値観調査（WVS）による世論調査及び読売新聞等による日米共同世論調査の結果に基づき、日本における警察に対する国民の信頼の状況を可能な限り客観的かつ相対的に把握することを試みた。

第1に、日本国内における時系列な変化及び他機関等との比較としては、(1) 警察に対する信頼は概ね上昇傾向にあること（時系列的変化）、(2) 警察に対する信頼は、国会議員や官僚に対する信頼よりは高いものの、医療機関や自衛隊に対する信頼に比較すると低いこと（他機関等との比較）、(3) 警察の情報公開に対する国民の評価は、国会議員や官僚の情報公開に対する評価に次いで低いこと、などがうかがわれる。

第2に、他国（G7 諸国）との比較としては、日本の犯罪情勢は他の G7 諸国に比較して良好と言い得るにもかかわらず、日本における警察に対する国民の信頼のレベルは、G7 諸国の中では必ずしもトップレベルではないことがうかがわれる。こうした客観的犯罪情勢と警察に対する信頼のギャップの原因は明らかではない。仮説の例としては、次の二つが考えられる。(1) 信頼は「能力に対する信頼」と「意図に対する信頼」から構成されるとすれば、「ギャップ」の原因は後者（意図に対する信頼）にある可能性がある。(2) 日本においては、警察のみならず多くの政府機関等に対する国民の信頼のレベルは、他の G7 諸国に比較しておしなべて低い傾向にある。したがって、当該「ギャップ」は必ずしも警察に特有の問題ではなく、日本社会全般に関わる課題である可能性がある。

4.3 今後の課題等

以上のとおり、本稿のテーマである「都道府県警の本部長による直接的な対外説明の意義」を検討するに当たり、学術理論的な研究及び客観的なデータに基づく実証研究はいずれも依然途半ばの状況と言い得る。その意味で、本稿の内容はかかる論点に関して明確な結論を提供し得るものではない。理論面、実証面の双方から引き続きの研究が必要と考えられる。

第1に、「説明責任の向上は警察に対する信頼の向上に繋がり、ひいては国民の警察協力感情の向上に繋がる」との仮説に関し、理論的なカメニズムの精緻化及び客観的データ等に基づく検証が必要と考えられる。

第2に、第1の点を踏まえた上で、「都道府県警の本部長による直接的な対外説明の意義や効果」に関しても、理論的カメニズムの精緻化及び客観的データ等に基づく検証が必要と考えられる。とりわけ、少なくとも現時点においては、日本的な説明責任の概念と組織トップ自身による対外説明の意義との間には直接的な理論的関連性は十分には認められないと考えられる点に注意を払う必要があると考えられる。

第3に、上記1及び2の検討の前提として、警察に対する国民の信頼の客観的な状況やその構造（信頼に影響を与える要因等）に関しても、更なる研究が必要と考えられる。

なお、これらの諸課題の検討に当たっては、日本における説明責任の概念と欧米諸国等におけるアカウントビリティの概念は異なるものであるとの事情を十分に踏まえる必要があると考えられる。加えて、そうした相違の背景にあると考えられる社会的、文化的背景等にも留意する必要があると考えられる。

※ 本研究は JSPS 科研費 20K01513 及び（公財）日立財団「倉田奨励金」（NO. 1421）の助成を受けた研究成果の一部である。

【参考文献】（各ウェブページへの最終アクセス日はいずれも 2022 年 1 月 1 日。）

- 池田謙一（2016a）（編著）『日本人の考え方 世界の人の考え方—世界価値観調査から見えるもの』勁草書房
- 池田謙一（2016b）「グローバル時代における日本人の価値観」池田謙一（編著）『日本人の考え方 世界の人の考え方—世界価値観調査から見えるもの』勁草書房：297-306
- 大山耕輔（2010）『公共ガバナンス』ミネルヴァ書房
- 警察刷新会議（2000）『警察刷新に関する緊急提言』<https://www.npsc.go.jp/notice/act/summary/proposal/index.html>
- 国家公安委員会・警察庁（2000）「警察改革要綱」<https://www.npsc.go.jp/kaikaku/youkou.pdf>
- 国家公安委員会・警察庁（2010）「総合評価書—警察改革の推進」https://www.npa.go.jp/policies/evaluation/04jigo-hyouka/sougou_hyouka/07keisatsukaikaku/20100902_hyoukasho.pdf
- 小林良樹（2015）「米国の「警察改革検討委員会」の最終報告書（2015 年 5 月発表）—「警察の正統性」理論と「手続き的公正」理論について」『警察学論集』68（8）：56-90
- 高橋百合子（2015）「アカウントビリティ研究の現状と課題」高橋百合子（編著）『アカウントビリティ改革の政治学』有斐閣：17-54
- 田村正博（2007）『今日における警察行政法の基本的な考え方』立花書房
- 田村正博（2019）『全訂 警察行政法解説 第二版補訂版』東京法令出版
- 法務総合研究所（2021）『令和 3 年版 犯罪白書』<https://www.moj.go.jp/content/001361628.pdf>
- 真淵勝（2012）「公共的人間」『書齋の窓』618：19-22
- 山崎聖子（2016）「世界価値観調査とは」池田謙一（編著）『日本人の考え方 世界の人の考え方—世界価値観調査から見えるもの』勁草書房：3-35
- 山岸俊男（1998）『信頼の構造—こころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会
- 山岸俊男（1999）『安心社会から信頼社会へ—日本型システムの行方』中央公論新社
- 山田真裕（2016）「政治に関する意識」池田謙一（編著）『日本人の考え方 世界の人の考え方—世界価値観調査から見えるもの』勁草書房：227-240
- 山本清（2013）『アカウントビリティを考える—どうして「説明責任」になったのか』NTT 出版
- Jackson, J., Hough, M., Bradford, B., Hohl, K., and Kuha, J., (2012) . Policing by Consent: *Understanding the Dynamics of Police Power and Legitimacy*. European Social Survey.
- Kitamura, S., and Yamada, K., (2021) . Social Comparisons and Cooperation During COVID-19. available at <https://doi.org/10.31234/osf.io/rsbmz>
- Mazerolle, L., Bennett, S., Davis, J., Sargeant, E., and Manning, M., (2013) . *Legitimacy in Policing: A Systematic Review*. The Campbell Collaboration. available at <https://www.campbellcollaboration.org/better-evidence/legitimacy-in-policing-a-systematic-review.html>
- Tankebe, J., (2014) . Police Legitimacy. Reisig, M.D., and Kane, R.J. ed., *The Oxford Handbook of Police and Policing*. Oxford University Press. pp. 238-259.
- The President's Task Force on 21st Century Policing, (2015) . *Final Report of The President's Task Force on 21st Century Policing*. available at: <http://www.cops.usdoj.gov/policingtaskforce>.
- Tsushima, M., and Hamai, K., (2015) . Public Cooperation With the Police in Japan. *Journal of Contemporary Criminal Justice*, 31: 212-228.
- Tyler, T.R., and Jackson, J., (2014) . Popular Legitimacy and the Exercise of Legal Authority: Motivating Compliance,

Cooperation, and Engagement. *Psychology, Public Policy, and Law*, 20 (1) : 78 – 95.

Walker, S. E., and Archbold, C. A., (2020) . *The New World of Police Accountability* (Third Edition) , New York: SAGE.

Walker, S. E., and Katz, C. M., (2013) . *The Police in America: An Introduction*, New York: McGraw – Hill.

【世論調査データの出典】（各ウェブページへの最終アクセス日はいずれも 2022 年 1 月 1 日。）

（世界価値観調査）

World Values Survey <https://www.worldvaluessurvey.org/wvs.jsp>

（一般社団法人 中央調査社による世論調査）

中央調査社（2004）「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感」調査（第 3 回）

<https://www.crs.or.jp/data/pdf/trust04.pdf>

中央調査社（2007）「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感」調査（第 4 回）

<https://www.crs.or.jp/data/pdf/trust07.pdf>

中央調査社（2008）「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感」調査（第 5 回）

<https://www.crs.or.jp/data/pdf/trust08.pdf>

中央調査社（2010）「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感」調査（第 6 回）

<https://www.crs.or.jp/data/pdf/trust09.pdf>

中央調査社（2012）「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感」調査（第 7 回）

<https://www.crs.or.jp/data/pdf/trust12.pdf>

中央調査社（2015）「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感」調査（第 8 回）

<https://www.crs.or.jp/data/pdf/trust15.pdf>

中央調査社（2018）「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感」調査（第 9 回）

<https://www.crs.or.jp/data/pdf/trust17.pdf>

中央調査社（2019）「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感」調査（第 10 回）

<https://www.crs.or.jp/data/pdf/trust19.pdf>

（読売新聞等による日米共同世論調査）

21 世紀への安定と協調 有効関係の維持望む 読売新聞・ギャラップ共同世論調査. 読売新聞. 1999 年 12 月 19 日, 朝刊, p. 24.

日米共同世論調査 「ネット」肯定、米は多数派／読売新聞社・ギャラップ社. 読売新聞. 2001 年 1 月 18 日, 朝刊, p. 30.

日米共同世論調査 安保 50 年、結束強化／読売新聞社・ギャラップ社. 読売新聞. 2001 年 11 月 30 日, 朝刊, p. 26.

日米共同世論調査 低迷する日本経済に厳しい目／読売新聞社・ギャラップ社. 読売新聞. 2002 年 12 月 5 日, 朝刊, p. 26.

日米共同世論調査 中国重視、鮮明に「イラク」影落とす／読売・ギャラップ社. 読売新聞. 2003 年 12 月 12 日, 朝刊, p. 14.

日米共同世論調査 日米「良好」認識は共通／読売新聞社・ギャラップ社. 読売新聞. 2004 年 12 月 16 日, 朝刊, p. 14.

日米共同世論調査 「日米良好」双方で増加 中国への不信鮮明に. 読売新聞. 2005 年 12 月 15 日, 朝刊, p. 16.

共同世論調査 「北朝鮮の核」懸念に 日米関係良好、双方で増加＝特集. 読売新聞. 2006 年 12 月 16 日, 朝刊, p. 14.

日米共同世論調査 日米関係に不透明感 「拉致・給油」など影響か＝特集. 読売新聞. 2007 年 12 月 14 日, 朝刊, p.

12.

日米関係共同世論調査 両国民の意識「すれ違い」 オバマ氏で変化望む＝特集. 読売新聞. 2008年12月18日, 朝刊, p.

14.

日米共同世論調査 日米 問題意識に差＝特集. 読売新聞. 2009年12月11日, 朝刊, p. 12.

日米共同世論調査 普天間「悪影響」79% 日本、同盟の行方憂慮＝特集. 読売新聞. 2010年12月22日, 朝刊, p. 13.

対米意識 好転せず 「普天間が悪影響」82% 日米共同世論調査＝特集. 読売新聞. 2011年12月18日, 朝刊, p. 11.

日米共同世論調査 同盟重視 強まる＝特集. 読売新聞. 2013年2月15日, 朝刊, p. 9.

日米共同世論調査 日米、対中韓で温度差＝特集. 読売新聞. 2013年12月16日, 朝刊, p. 9.

日米共同世論調査 対米意識 再び悪化 「米中関係良い」上昇＝特集. 読売新聞. 2014年12月24日, 朝刊, p. 8.

日米共同世論調査 同盟 深まる信頼感 中国を警戒＝特集. 読売新聞. 2015年12月11日, 朝刊, p. 13.

良好な日米 将来に不安 日米共同世論調査 本社・ギャラップ社. 読売新聞. 2016年12月21日, 朝刊, p. 11.

日米共同世論調査 質問と回答. 読売新聞. 2017年12月20日, 朝刊, p. 13.

日米共同世論調査 質問と回答. 読売新聞. 2018年12月19日, 朝刊, p. 15.

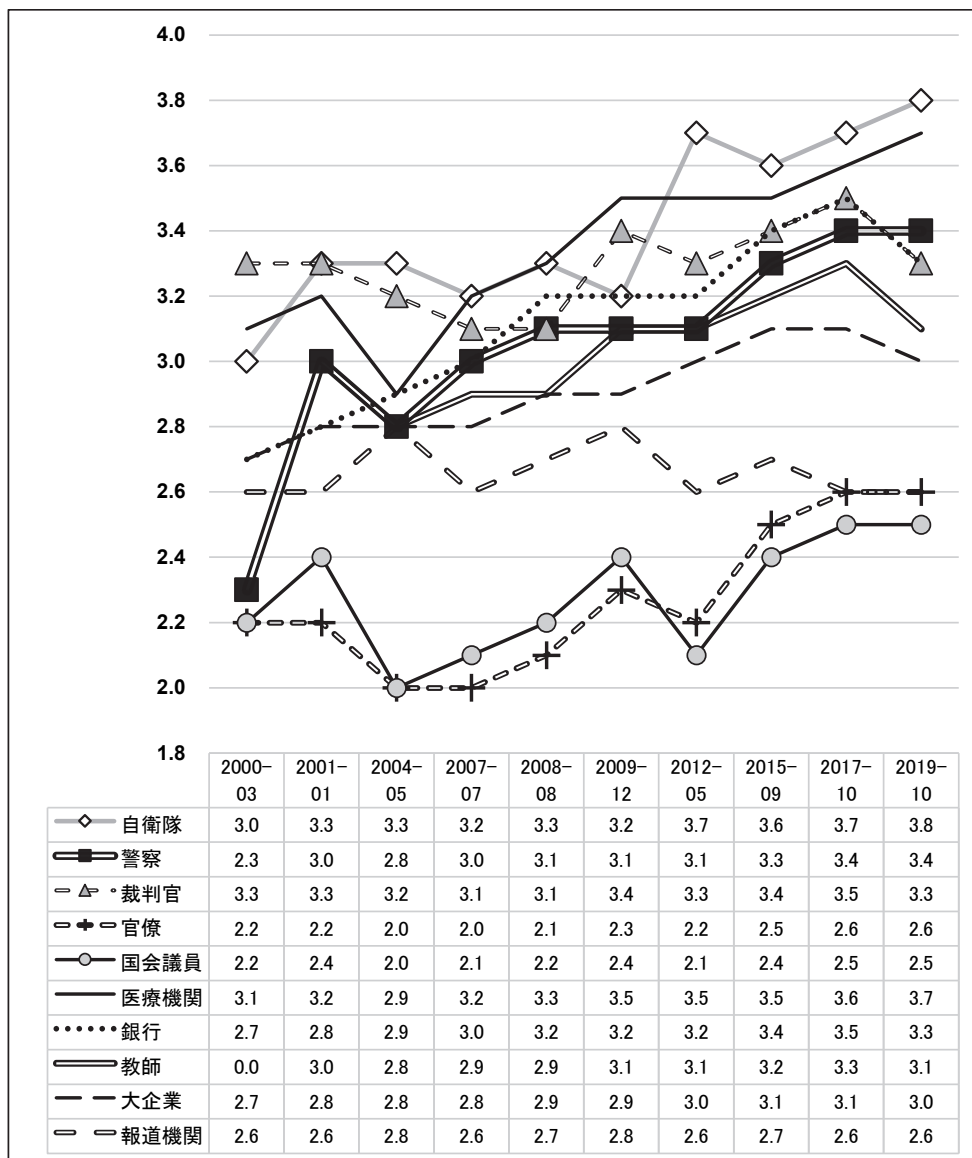
日米共同世論調査 質問と回答. 読売新聞. 2019年12月18日, 朝刊, p. 11.

日米共同世論調査 質問と回答. 読売新聞. 2020年12月18日, 朝刊, p. 10.

図表 1-1 「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感」調査（全体：2000年～2019年）

問：ここにあげた日本の機関や団体などについて、あなたはどの程度信頼できると感じますか。「たいへん信頼できる」を5、「ほとんど信頼できない」を1として、それぞれについて5段階で評価してください。

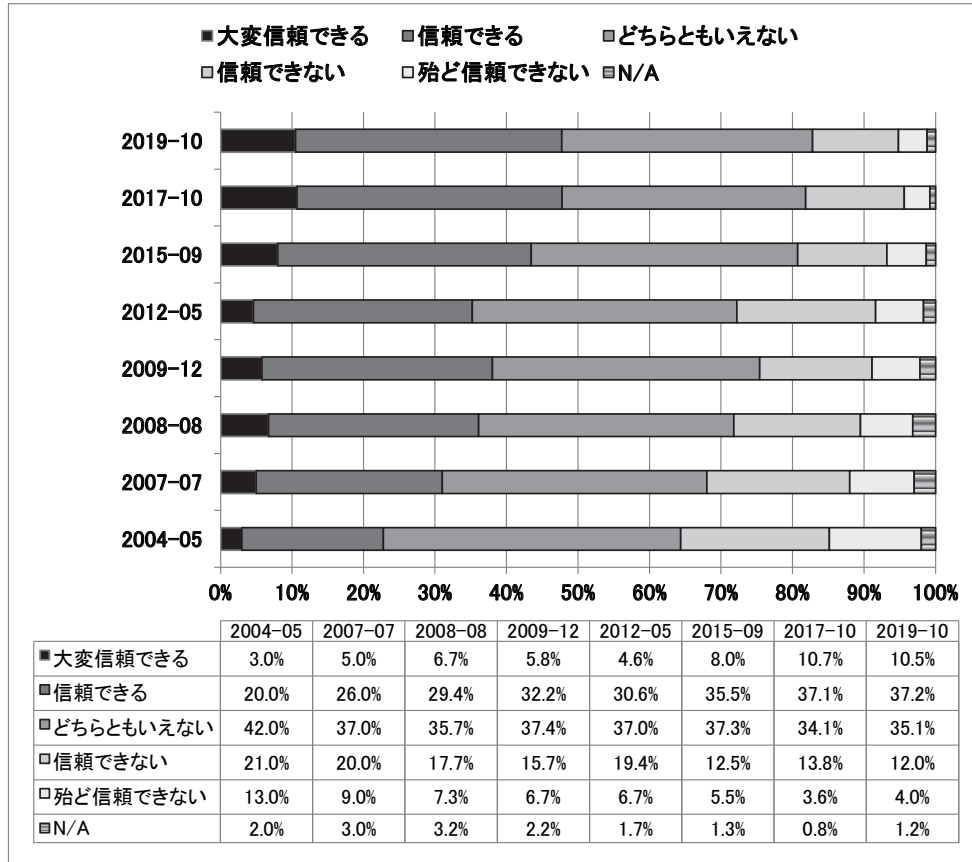
自衛隊、医療機関、警察、裁判官、銀行、教師、大企業、マスコミ・報道機関、官僚、国会議員。



出典：中央調査社のデータを基に筆者作成。

図表 1-2 「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感」調査（警察に対する信頼：2000年～2019年）

警察に対する信頼

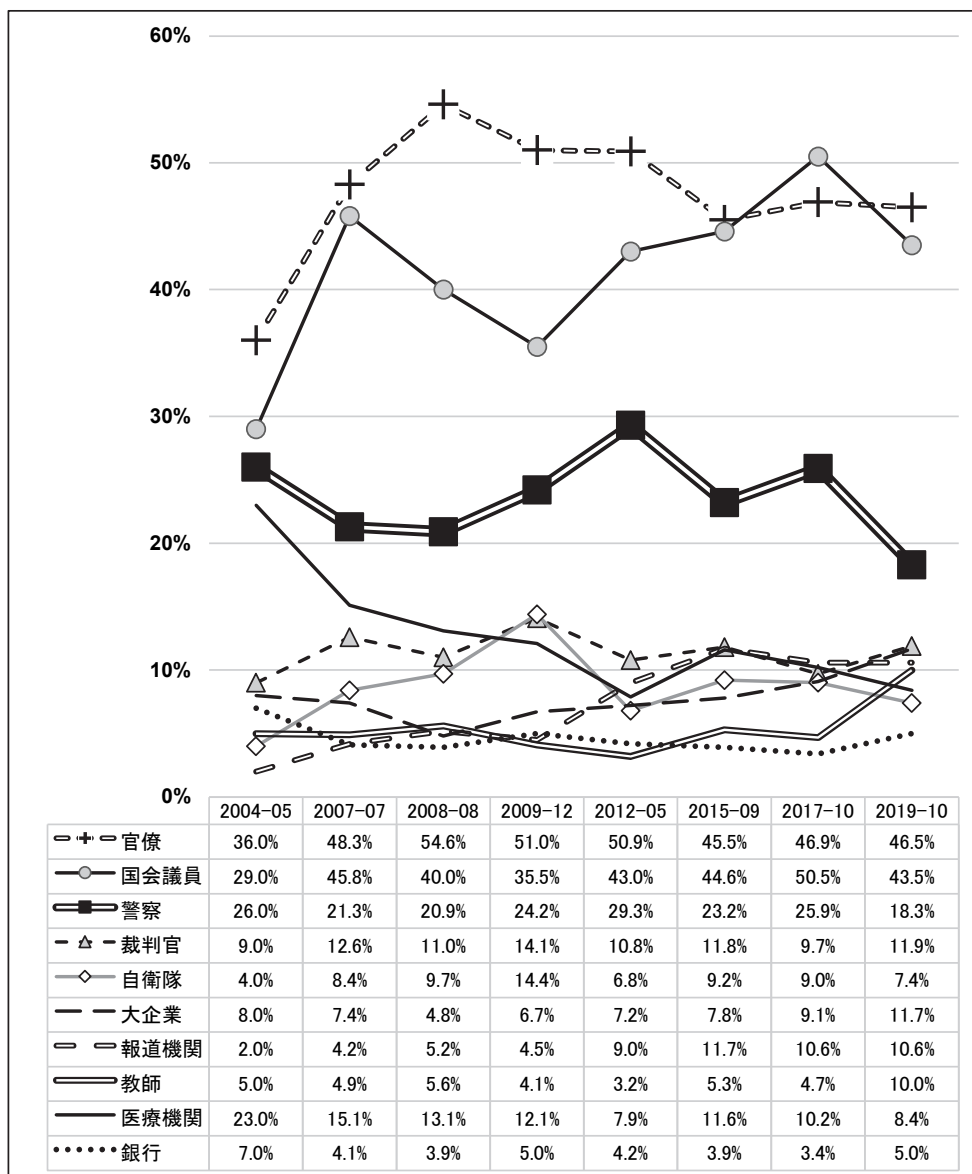


※図表 1-1 のデータのうち、警察に関するデータを抜き出したもの。

出典：中央調査社のデータを基に筆者作成。

図表 1-3 「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感」調査（情報公開に関する満足度：2000年～2019年）

問：国民に対して閉鎖的で、情報公開が進んでいないと思われるものをこの中から、2つまであげてください。
 自衛隊、医療機関、警察、裁判官、銀行、教師、大企業、マスコミ・報道機関、官僚、国会議員。

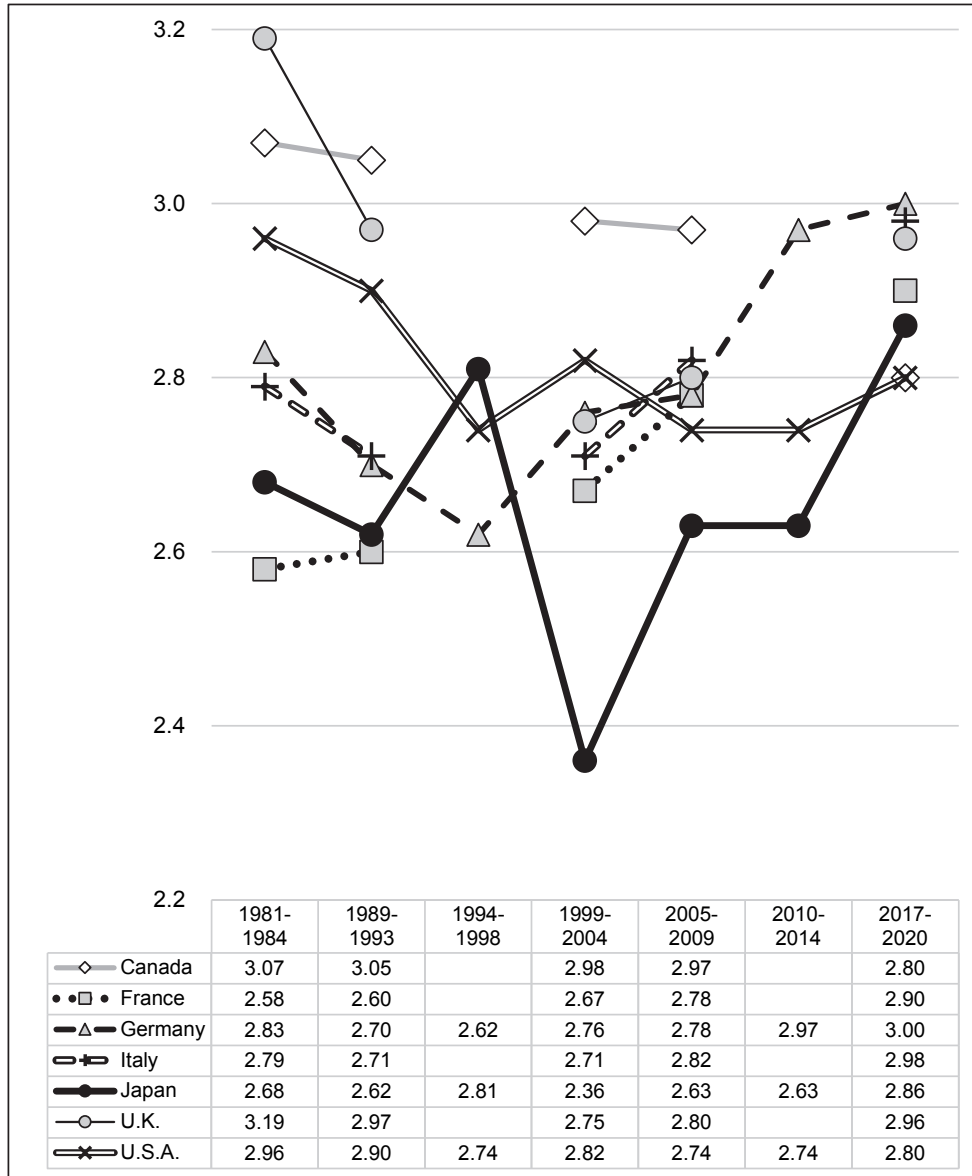


出典：中央調査社のデータを基に筆者作成。

図表 2-1 警察に対する信頼（G7 各国比較：世界価値観調査）

問：あなたは、次にあげる組織や制度をどの程度信頼しますか（警察）。

非常に信頼している（4点）、ある程度信頼している（3点）、余り信頼していない（2点）、まったく信頼していない（1点）、わからない・無回答（0点）、として点数化（4点満点）

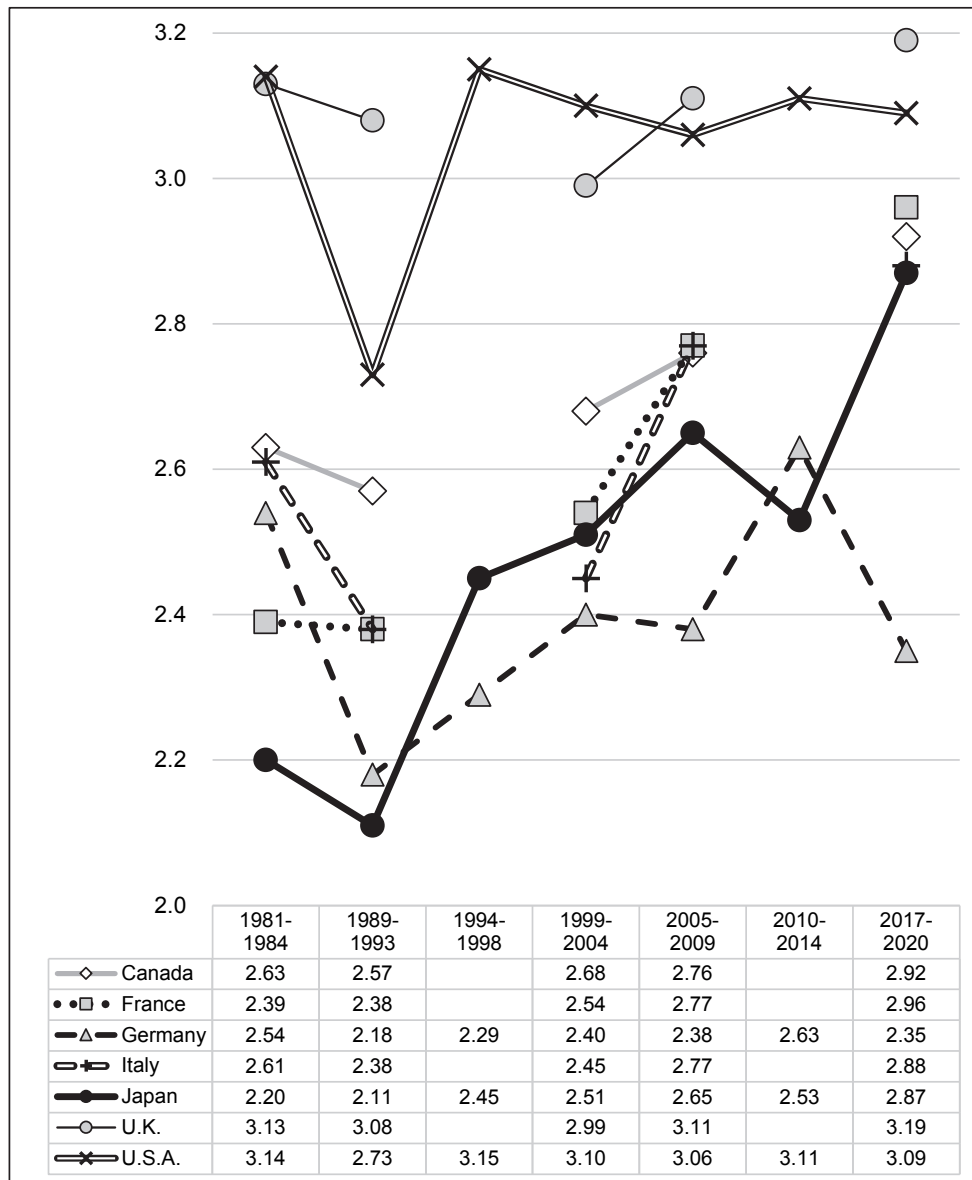


出典：世界価値観調査（World Value Survey）のデータを基に筆者作成。

図表 2-2 軍事組織に対する信頼 (G7 各国比較：世界価値観調査)

問：あなたは、次にあげる組織や制度をどの程度信頼しますか (軍隊)。

非常に信頼している (4点)、ある程度信頼している (3点)、余り信頼していない (2点)、まったく信頼していない (1点)、わからない・無回答 (0点)、として点数化 (4点満点)

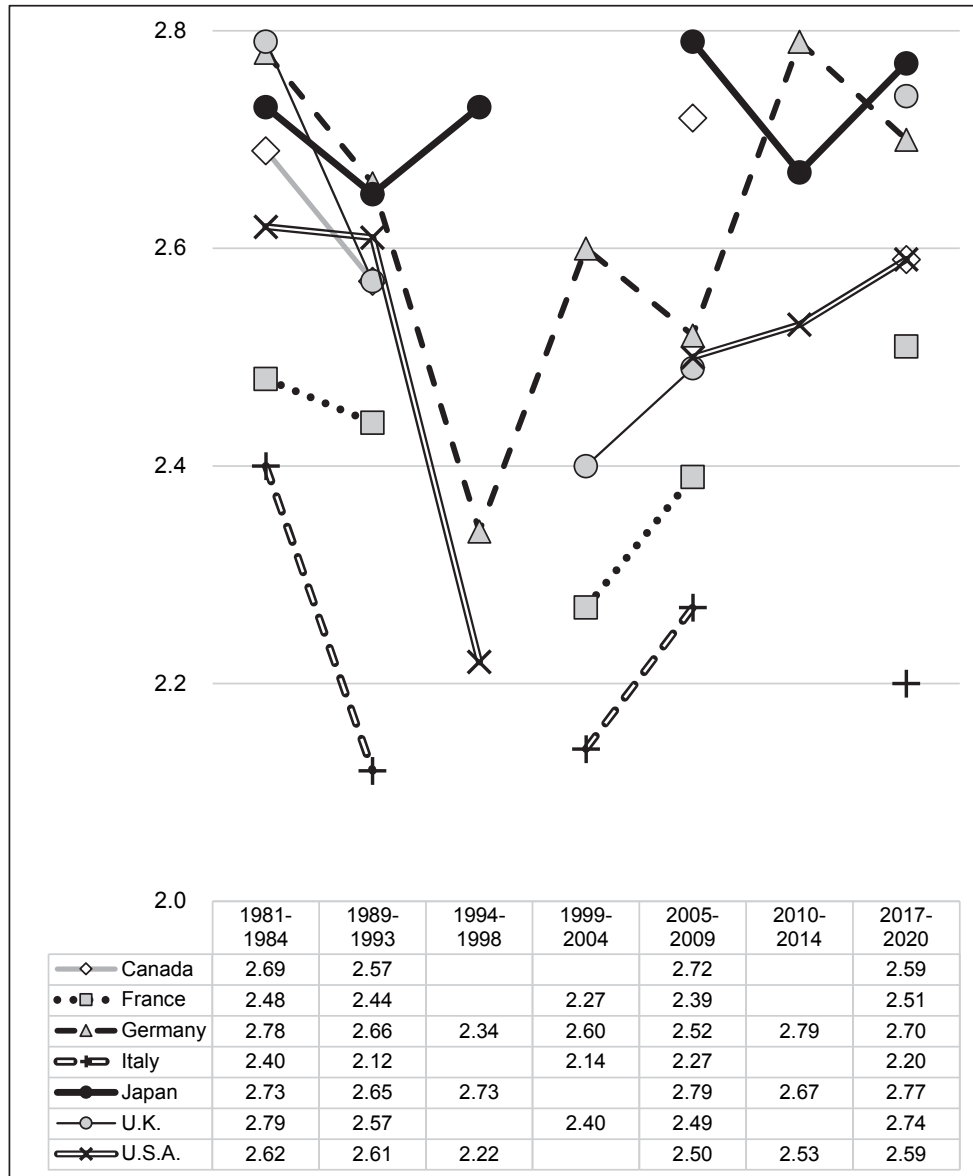


出典：世界価値観調査 (World Value Survey) のデータを基に筆者作成。

図表 2-3 裁判制度に対する信頼（G7 各国比較：世界価値観調査）

問：あなたは、次にあげる組織や制度をどの程度信頼しますか（裁判所）。

非常に信頼している（4点）、ある程度信頼している（3点）、余り信頼していない（2点）、まったく信頼していない（1点）、わからない・無回答（0点）、として点数化（4点満点）

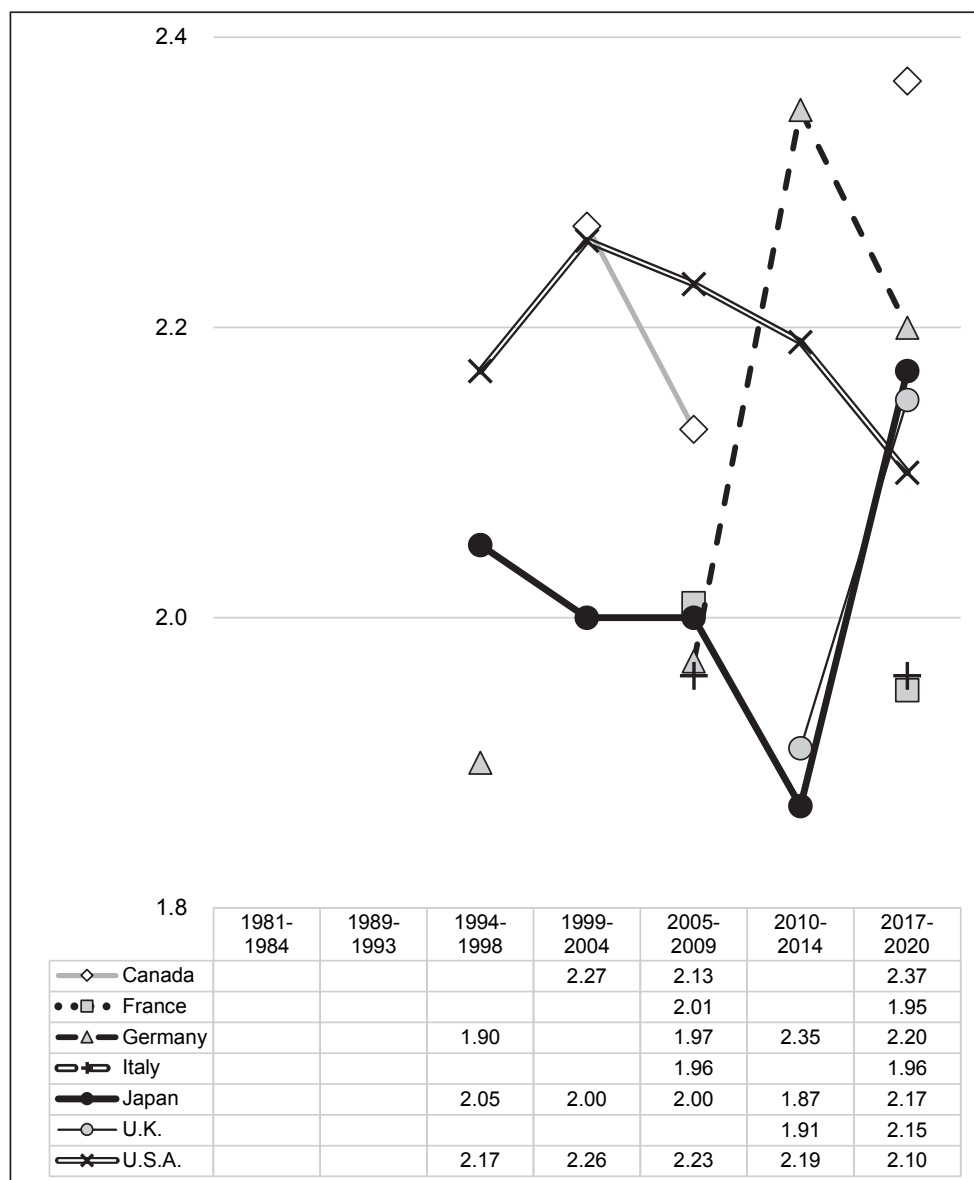


出典：世界価値観調査（World Value Survey）のデータを基に筆者作成。

図表 2-4 政府に対する信頼（G7 各国比較：世界価値観調査）

問：あなたは、次にあげる組織や制度をどの程度信頼しますか（政府）。

非常に信頼している（4点）、ある程度信頼している（3点）、余り信頼していない（2点）、まったく信頼していない（1点）、わからない・無回答（0点）、として点数化（4点満点）

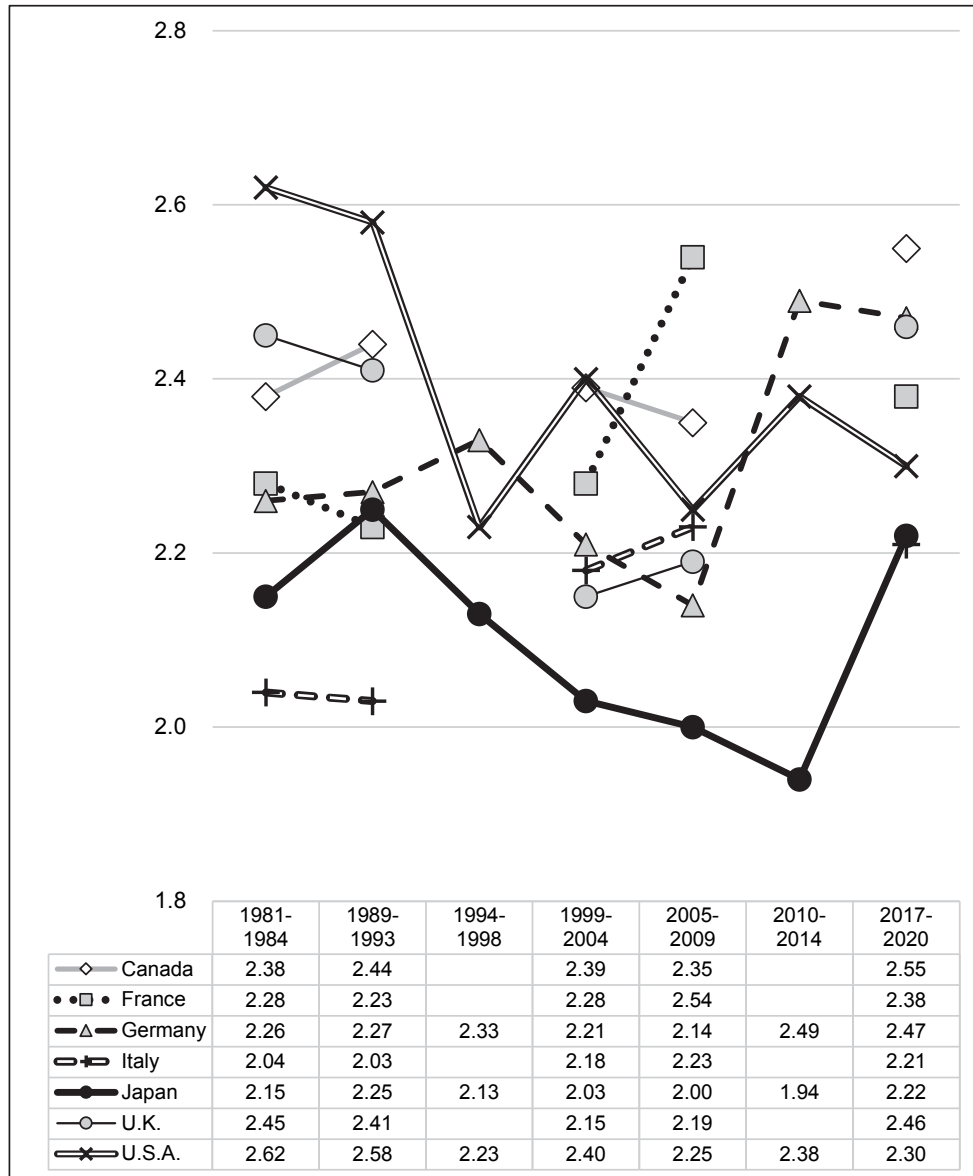


出典：世界価値観調査（World Value Survey）のデータを基に筆者作成。

図表 2-5 公務員に対する信頼（G7 各国比較：世界価値観調査）

問：あなたは、次にあげる組織や制度をどの程度信頼しますか（公務員）。

非常に信頼している（4点）、ある程度信頼している（3点）、余り信頼していない（2点）、まったく信頼していない（1点）、わからない・無回答（0点）、として点数化（4点満点）

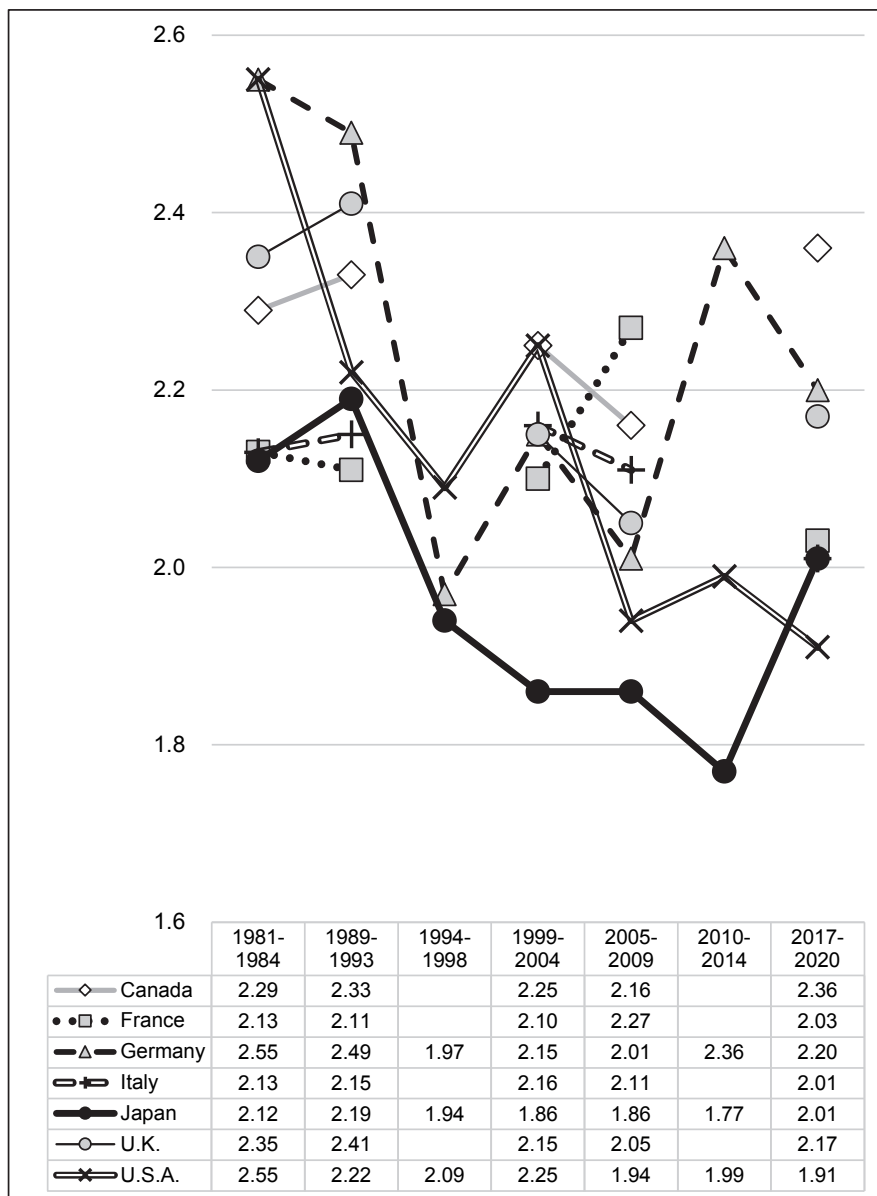


出典：世界価値観調査（World Value Survey）のデータを基に筆者作成。

図表 2-6 議会に対する信頼 (G7 各国比較：世界価値観調査)

問：あなたは、次にあげる組織や制度をどの程度信頼しますか (議会)。

非常に信頼している (4点)、ある程度信頼している (3点)、余り信頼していない (2点)、まったく信頼していない (1点)、わからない・無回答 (0点)、として点数化 (4点満点)



出典：世界価値観調査 (World Value Survey) のデータを基に筆者作成。

図表 3 日本・米国における各機関に対する信頼（2001年～2020年：日米共同世論調査）

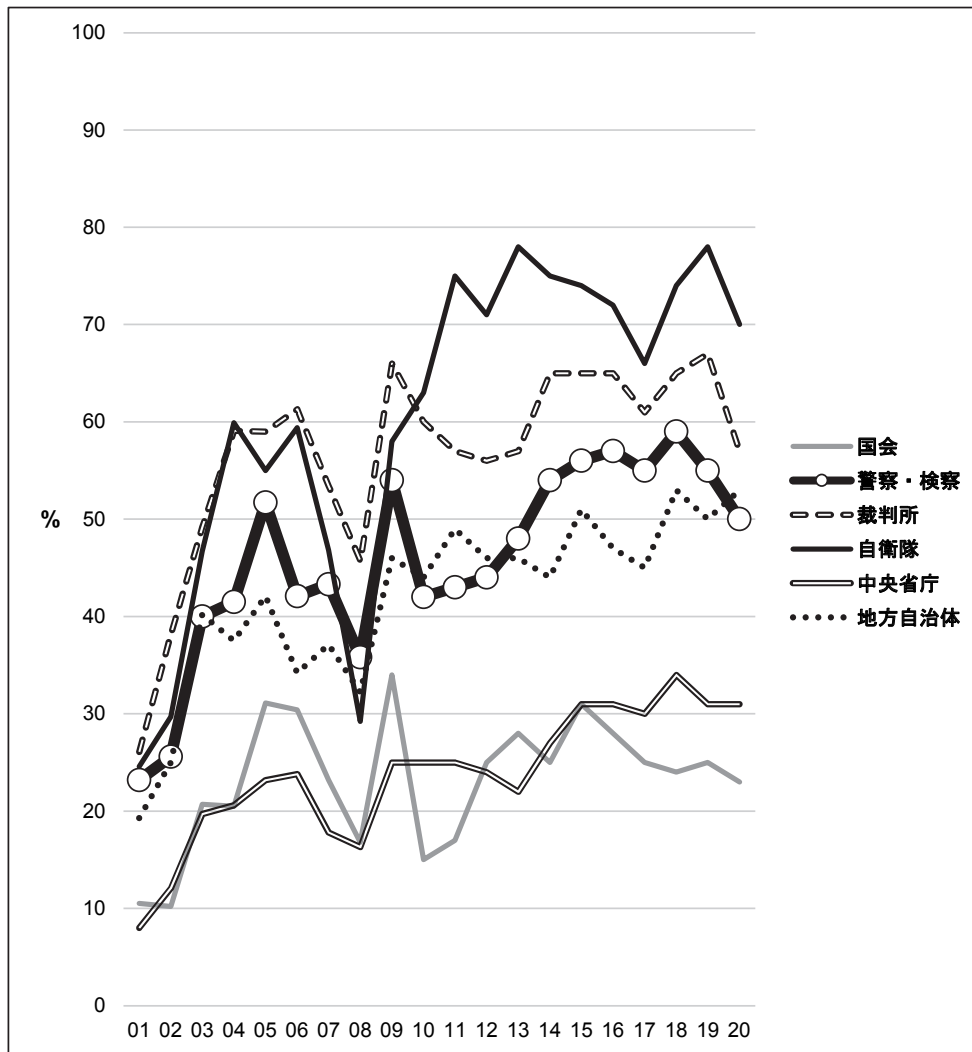
問：次に読み上げる国内の組織や公共機関などの中で、あなたが、とくに信頼しているものがあれば、いくつでも選んで下さい。

首相（大統領）、国会（連邦議会）、警察・検察、裁判所、自衛隊（軍隊）、寺・神社・教会（教会）、中央省庁（連邦省庁）、地方自治体、学校、病院、新聞、テレビ、大企業、労働組合、巨大IT企業、特になし、無回答、答えなし

		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
警察・検察	日本	23	26	40	42	52	42	43	36	54	42	43	44	48	54	56	57	55	59	55	50
	米国	75	71	71	74	72	74	65	74	74	72	69	71	72	68	71	72	68	68	67	63
裁判所	日本	26	38	49	59	59	61	53	46	66	60	57	56	57	65	65	65	61	65	67	57
	米国	64	65	60	64	62	64	55	59	60	59	55	62	59	57	56	61	61	61	58	59
自衛隊・軍隊	日本	25	30	47	60	55	59	47	29	58	63	75	71	78	75	74	72	66	74	78	70
	米国	94	88	87	86	81	87	78	91	89	90	91	93	91	85	92	91	89	85	86	86
中央省庁	日本	8	12	20	21	23	24	18	16	25	25	25	24	22	27	31	31	30	34	31	31
	米国	68	56	52	53	45	51	42	43	42	41	40	43	41	36	41	42	42	49	45	45
地方自治体	日本	19	25	40	38	42	34	37	32	46	44	49	46	46	44	51	47	45	53	50	53
	米国	70	63	63	67	59	64	49	60	57	53	51	57	57	55	58	63	59	62	57	62
国会 連邦議会	日本	11	10	21	21	31	30	23	17	34	15	17	25	28	25	31	28	25	24	25	23
	米国	76	61	54	57	42	48	32	35	37	27	20	24	20	26	27	33	27	35	27	33

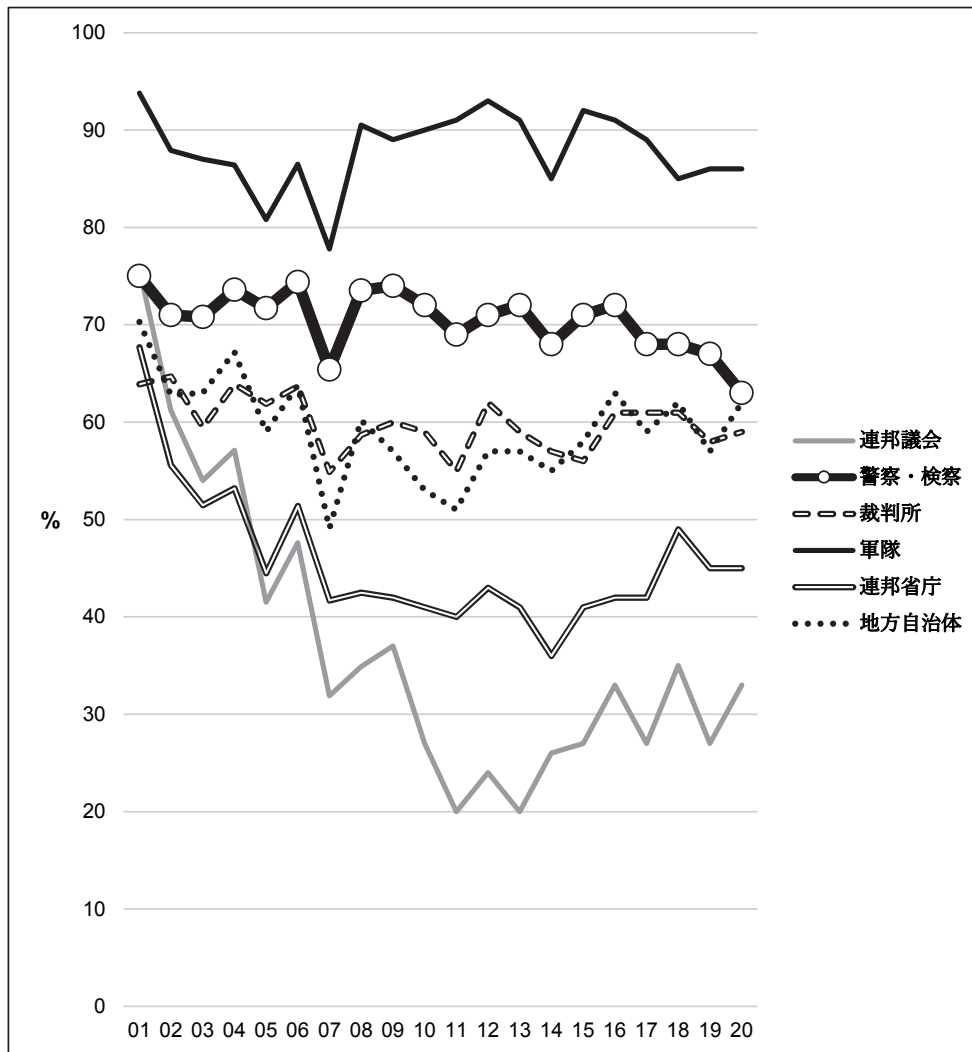
出典：読売新聞等が実施している日米共同世論調査のデータを基に筆者作成。

図表 3-1 日本における各機関に対する信頼（2001年-2020年：日米共同世論調査）



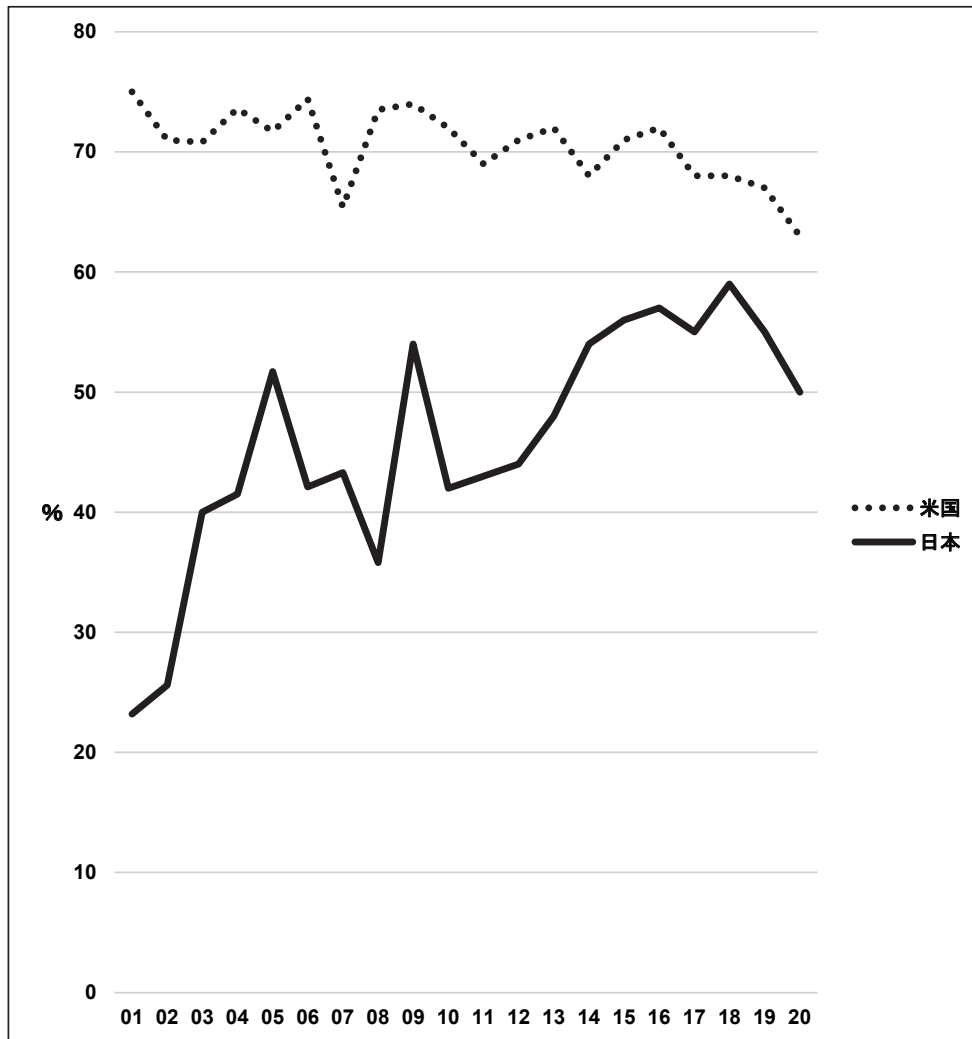
出典：読売新聞等が実施している日米共同世論調査のデータを基に筆者作成。

図表 3-2 米国における各機関に対する信頼（2001年-2020年：日米共同世論調査）



出典：読売新聞等が実施している日米共同世論調査のデータを基に筆者作成。

図表 3-3 「警察・検察に対する信頼」に関する日米の比較



出典：読売新聞等が実施している日米共同世論調査のデータを基に筆者作成。

